

平成 27 年 6 月 1 日

広報ポスターの掲示等にご協力ください

介護保険制度改正(平成 27 年 8 月施行分)に関する広報ポスターを介護保険課窓口(区役所2階2番窓口)で配布しています。

介護保険サービス利用者等に広く周知するため、介護サービス事業所におかれましては積極的なポスターの掲示や広報にご協力くださいますようお願いいたします。

※ポスターの掲載内容は、平成 27 年 8 月 1 日から施行される以下の改正事項です。

- ・ 利用者負担割合の引き上げ
- ・ 高額介護(予防)サービス費の負担限度額の引き上げ
- ・ 補足給付の資産等勘案
- ・ 特別養護老人ホーム等の多少室における居住費負担の見直し

※掲示場所としては、区役所、熟年相談室(地域包括支援センター)のほか、介護サービス事業所の窓口、施設等を想定しています。

また、前記改正事項の周知用のリーフレットが厚生労働省のホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html)に掲載されています。あわせてご活用ください。

【問合せ先】

介護保険課 給付係
5662-0309(直通)